

2023年度版

知的障がい児者・自閉症児者のための

生活サポート 総合補償制度

生活サポート協会は知的障がい児者・自閉症児者の暮らしを支援します。

普通傷害保険(特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

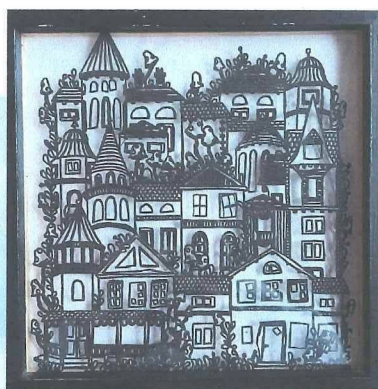
全国生活サポート協会は「表現活動」を支援しています。

2022年度「アールブリュット作品展」において、638作品の応募があり、

112作品を当会ホームページ「お知らせ」に掲載いたしました。

全国の生活サポート協会にて投票を行い、票の多かった3作品を入賞といたしました。

(※作品作者名 敬称略)



無題 佐藤 俊光(秋田県)



ふくろうの詩
近藤 加代子(大阪府)



東京魂<楽譜写真>
一ノ瀬 大輝(神奈川県)

上記の二次元コードから
スマートフォン等で
読み取っていただき、
ご鑑賞いただけます

アール・ブリュットとは 「生(き)の芸術」というフランス語。正規の美術教育を受けていない人による、何ものにもとられない表現

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会

ご加入の皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、必ず事前にご一読ください。
特に、「保険金をお支払いできない主な場合」など、皆様にとって不利益な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。

全国知的障害児者生活サポート協会とは…

一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会は、2006年(平成18年)11月に、知的障がい児者・自閉症児者とその家族の生活上での**安全・安心と福祉の増進に寄与する事**を目的として設立されました。

当会は、知的障がい児者・自閉症児者の**日常生活に関わる相談支援事業、就労に関わる相談支援事業、権利擁護に関わる相談支援事業の3事業を実施しています。**

助け合うという**互助の精神**を柱に、知的障がい児者・自閉症児者の皆さまをかけがえのない存在として捉え、より豊かな生活が送れるよう支援しています。

全国での詳しい活動内容については、当会のホームページ(<https://zensapo.jp/>)をご覧ください。



当会にご入会いただくと、病気やケガによる入院や賠償事故などを補償する「生活サポート総合補償制度」をご利用いただけます。

特 長

- 1 入院給付金は**既往症や、てんかんも補償**
- 2 個人賠償は**最高3億円**まで補償
- 3 入院時に保護者(介護人を含む)の**付添や介助が必要になったとき、日額**をお支払いします。
- 4 虐待などの被害事故・逮捕・勾留に対応するための**弁護士費用**を補償。(補償プラン⑧・⑨のみ)
- 5 **就労中**(※)のトラブルも補償(補償プラン⑨のみ)(※就労移行支援・就労継続支援A・B型も含む)
- 6 年令にかかわらず、知的障がい児者、自閉症児者の方であれば**ご加入**いただけます。
(※ただし、補償プラン⑧は2023年4月1日時点で0歳～64歳まで)
- 7 **24時間安心補償** 日常生活におけるケガや病気による入院を補償します。

例えば…

こんな時にお役に立ちます。

入院給付金

嘔吐や腹痛の症状があり受診したところ、腸閉塞とわかり13日間入院した。個室を利用し、母親が1日6時間程度付添介護にあたった。

入院2日目から補償プラン⑧の場合	①付添介護保険金	8,000円×12日	=	96,000円
	②差額ベッド費用	3,000円×12日	=	36,000円
	③入院諸費用	1,000円×12日	=	12,000円
	④入院一時金			6,000円

お支払
保険金合計 **150,000円**



個人賠償責任補償

自転車で35歳男性と衝突し、男性は脳挫傷を負い終身常時介護が必要となった。
1億3,000万円の賠償。



補償プラン⑧⑨の場合

お支払
保険金合計 **1億3,000万円**

個人賠償責任補償

大きな音に驚き手を振り回したため、近くにいた女性の眼鏡を壊してしまい、損害賠償責任を負った。



お支払
保険金合計 **50,000円**

ケガの補償

ガラスに衝突して顔に裂傷を負い、10日間通院した。



補償プラン⑧⑨の場合 ⑧通院保険金 3,000円×10日=30,000円

お支払
保険金合計 **30,000円**

弁護士費用等補償

不当に解雇されたため、弁護士に相談し損害賠償を請求した。(不当解雇)



補償プラン⑧⑨のみ

お支払
保険金合計 **350,000円** (損害賠償請求費用)
(法律相談費用)

職業従事中事故対応費用補償

思い通りにならず勤務先のスタッフを叩いてケガをさせ、入院させてしまった。
お見舞金として10,000円をお支払いした。



補償プラン⑨のみ

お支払
保険金合計 **7,000円** (見舞金)

弁護士費用等補償

近所の人に定期的に嫌がらせや時々暴力を受けており、弁護士に相談した。(虐待)



補償プラン⑧⑨のみ

お支払
保険金合計 **30,000円** (法律相談費用)

3つのプランからお選びいただけます。

* ご加入に際して健康診断や、医師の診察は必要ありません。

入院給付金(①②③)の補償開始について					
入院期間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
入院4日目から補償プランA	補償しません		4日目から補償開始!!		
入院2日目から補償プランB	補償しません	2日目から補償開始!!			
入院2日目から補償プランC	補償しません	2日目から補償開始!!			

★2023年4月1日時点で満65歳以上(昭和33年4月1日以前に生まれた方)の場合、補償プラン⑥にはご加入いただけません。

*「就労」には、就労移行支援および就労継続支援A・B型を含みます。

補 償 内 容		補償項目	補償プランA	補償プランB	補償プランC
入院した時の補償 病気やケガで	入院給付金 （既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。） 被保険者が病気やケガの治療（治療のための検査を含む。）により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 〈ご注意〉・①付添介護保険金は被保険者の年齢や心身の状態等により必要となる付添または介助が補償の対象となります。お見舞い等は対象となりません。 ・②差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。 ・④入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ・④入院一時金の単独でのご請求はできません。	①付添介護保険金 病気 ケガ 3時間以上の付添介護を受けた日1日につき	8,000円 3,000円 1,000円 5,000円 入院4日目から	8,000円 3,000円 1,000円 6,000円 入院2日目から	— — 4,000円 — 入院2日目から
		②差額ベッド費用 病気 ケガ 差額ベッド代が生じた日1日につき			
		③入院諸費用 病気 ケガ 入院1日につき			
		④入院一時金 病気 ケガ 1入院につき			
		傷害（ケガをしたときの補償	ケガの補償 ■被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。 ■入院保険金・通院保険金ともに1日目から対象となります。 ■地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合も対象になります。 <u>（地震・噴火・津波危険補償セット）</u> 〈ご注意〉・急激性のない自傷行為は補償の対象となりません。 ・てんかんを含む脳疾患や疾病・心神喪失によって生じたケガは補償の対象となりません。 ・⑦入院保険金は「入院給付金」①②③④とは別にお支払いします。 ・死亡保険金の受取人は法定相続人となります。	⑤死亡保険金 ケガ	100,000円
⑥後遺障害保険金 ケガ 後遺障害の程度に応じて	4,000～100,000円			4,000～100,000円	20,000～500,000円
⑦入院保険金 ケガ 入院1日につき（180日限度）	3,000円			5,000円	5,000円
⑧通院保険金 ケガ 通院1日につき（90日限度）	2,000円			3,000円	3,000円
⑨手術保険金 ケガ 1事故につき1回	30,000円（入院中）15,000円（入院中以外）			50,000円（入院中）25,000円（入院中以外）	50,000円（入院中）25,000円（入院中以外）
与えた時の補償 他人に損害を	個人賠償責任補償 ※1 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。 〈ご注意〉・被保険者が法的な賠償責任を負う場合に限りです。被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。 ・保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じてお支払いします。同一の被保険者が、特定の行為を繰り返し行う場合等、事故の発生を予見でき「偶然な事故」といえない場合は、補償の対象となりません。	⑩個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額	1億円	3億円	3億円
弁護士費用等の補償	弁護士費用等補償 補償期間中に発生した被保険者への「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への相談費用や損害賠償請求費用をお支払します。また、補償期間中に被保険者が逮捕・勾留された場合の「弁護士接見費用」をお支払いします。 〈ご注意〉購入した物品が10万円以下の場合（消費者被害）や、初年度の加入日から180日以内に発生した虐待等、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは補償概要をご確認ください。	⑪損害賠償請求費用 1事故あたり支払限度額	—	200万円	200万円
		⑫法律相談費用 1事故あたり支払限度額（1回1万円限度）	—	5万円	5万円
		⑬弁護士接見費用 1事故あたり支払限度額	—	1万円	1万円
障害・財産・賠償の補償 職務中の他人への身体	職業従事中事故対応費用補償 職業従事中（職業または職務に従事している間もしくは職業訓練を受けている間。通勤途上は除く。）に被保険者の行為に起因する偶然な事故により他人への身体の障害、財物の損壊が発生した場合に、引受保険会社の同意を得て被保険者が負担した費用をお支払いします。施設等の管理責任や個人の賠償責任の有無に関係なくお支払いします。	⑭被害者見舞・治療等費用 ア見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合…2万円限度 イ被害者の医療処置、入院費用等 ウ葬祭費用	—	—	1事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額（3,000円）
		⑮損壊財物復旧費用	—	—	
病気で死亡したときの補償	病気で死亡したときの補償 被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族等が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。	⑯疾病葬祭費用保険金 病気 支払限度額	100,000円	100,000円	—
掛金（1年間）		19,500円	25,200円	22,000円	

※1施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」（補償概要をご参照ください。）に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。

※2他人の物でも、預かっている物の場合は補償の対象とはなりません。

※1施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」(補償概要をご参照ください。)に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。

※2他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

注)以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。【個人賠償責任補償等】

注)被保険者が受け取るべき保険金がある場合で、かつ被保険者が亡くなられた場合、保険金の受取人は法定相続人となります。

注)掛金には会費(制度運営費)が含まれています。

注)補償プランの各補償項目に「-」と記載がある場合は、補償の対象外となります。

用語の説明

ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、保険金支払いの対象となりません。
手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの手術は補償の対象になりません。
被保険者	保険の対象となる方または保険の補償を受けられる方をいいます。
保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社を支払う金銭をいいます。
保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。

【ご加入の流れ】

新規加入者 (昨年の現金申込者含む)

3月10日までに

入会申込書兼加入依頼書を事務局までご提出ください。

4月1日

補償が開始されます。

5月上旬
加入者証兼振替案内が
加入者住所に送付されます。

5月12日

ご指定の銀行もしくはゆうちょ銀行口座より掛金が引落とされます。(休日の場合は翌営業日となります。)

2024年2月頃

今年加入された方は継続確認の案内が送付されます。同じご契約内容で継続される方は新たな加入手続きは不要です。

中途加入者

毎月20日までに

入会申込書兼加入依頼書を事務局までご提出ください。7ページの掛金表をご確認のうえ、掛金をお振込みください。

翌月1日

補償が開始されます。

加入日の翌月上旬
加入者証が
加入者住所に送付されます。

2024年2月頃

継続案内が送付されます。

中途加入の場合、初年度の掛金はお振込みが必要です。
次年度以降は、口座振替により自動的に継続されますので、手続きは不要です。

継続加入者

2月頃

継続案内が送付されます。
(ご契約内容を変更される場合は、専用の返信用ハガキに必要事項をご記入のうえ署名、捺印して返信してください。ご契約内容の変更のない場合は返信不要です。)

4月1日

補償が開始されます。

5月上旬
加入者証兼振替案内が
加入者住所に送付されます。

5月12日

ご指定の銀行もしくはゆうちょ銀行口座より掛金が引落とされます。(休日の場合は翌営業日となります。)

2024年2月頃

継続案内が送付されます。

【個人情報の取扱いについて】

契約者である団体は、入会申込書兼加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。引受保険会社における個人情報の取扱いについては、重要事項説明書にてご確認ください。

次の場合、下記へご連絡ください。

- (1) 補償期間中にこの制度の対象となる事故(ケガや病気、個人賠償事故等)にあわれた場合は、担当代理店・扱者または引受保険会社に事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況およびケガや損害の程度についてご通知ください。その後の手続きについてご案内します。正当な理由無くご通知をいただけない場合などには、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。
- (2) 後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき(例えば住所変更など)
- (3) 保険の内容あるいは手続きについてのお問い合わせ
- (4) 団体の構成員(会員)でなくなった場合(補償を継続できなくなるため)

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

加入に関するお問い合わせ先

事務局

(加入依頼書等送付先)

補償に関するお問い合わせ先

担当代理店

ジェイアイシーウエスト株式会社

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-1-1 OCT 7階

TEL:0120-177-294(フリーダイヤル)

FAX:06-6944-1728

受付時間:午前10時～午後4時(土・日・祝日・年末年始を除く)

引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

大阪プロチャネル営業部

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB36F

TEL:06-7223-2010

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)